

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	市民生活支援緊急対策事業(物価高騰対策事業)	①物価の高騰に対応して、市民生活における負担を軽減するため、市内全戸を対象とした上下水道料金の2か月分(※上下水道料金だと平均的な3人世帯で6,400円程度)を減免(又は補助金を交付)する。 ②需用費、役員費、委託料、負担金補助及び交付金(※減免対象から公共施設及び事業所は除く) ③上下水道料金の減免額:470,000千円、対象:74,229世帯 上下水道料金の減免額:21,860千円、対象:2,784世帯 市民生活支援緊急対策事業(上記の減免対象外)の補助額2,640千円、対象:300世帯 事務費:25,420千円 事務費の内訳(システム改修費、需用費、役員費、業務委託料) ④上下水道契約世帯、上下水道未契約世帯 ※全額交付金充当	R7.5	R8.3
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育所等給食用食材費補助事業(物価等高騰対策事業)	①物価高騰に直面する保育事業者に対し、保育所等での給食用食材費の上昇分について補助を行うことにより、保護者負担を増やすことなく、安定的に給食を提供する。 ②各保育施設で実施する給食用米の購入費(価格上昇分)(職員分は含まない) ③補助単価 3歳以上:656円/月・人、3歳未満524円/月・人(米購入費の上昇額と児童1人あたりの摂取量より) 3歳以上4,072人 * 656円 * 12月、3歳未満3,007人 * 524円 * 12月 ④私立保育所45施設、私立認定こども園19施設、私立小規模保育事業所5施設、私立幼稚園1園、公立保育所等14施設	R7.4	R8.3
3	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	地球温暖化対策機器等導入促進事業補助金	①物価高騰で疲弊する地域及び市民に対し、再生可能エネルギー機器等の導入を補助金で補助をすることにより、活性化をはかる。 ②役員費、負担金及び交付金 ③住宅用太陽光発電システム:1kWあたり25千円(上限100千円×190件)(うち7,600千円に交付金を充当) 事業所用太陽光発電システム:1kWあたり12.5千円(上限50千円×6件)(うち300千円に交付金を充当) ペレットストーブ:設置経費の1/4(上限300千円×4件)(うち600千円に交付金を充当) 薪ストーブ:設置費の1/4(上限300千円×16件)(うち2,400千円に交付金を充当) 太陽熱利用設備(ソーラーシステム):設置費の1/3(上限200千円×4件)(うち交付金充当なし) 家庭用燃料電池システム(エネファーム):設置費の1/10(上限140千円×35件)(うち4,900千円に交付金を充当) 蓄電池設備:定額50千円(50千円×190件)(うち100千円に交付金を充当) 事務費(124千円)(うち124千円に交付金を充当) 事務費の内訳(通信運搬費) 交付対象経費 16,024千円 補助対象外経費 太陽光発電等導入支援事業費県補助金:24,600千円	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	松江市立小・中・義務教育学校の光熱水費補助事業(物価等高騰対策事業)	①不安定な世界情勢の影響を受けて高騰した市立学校施設の光熱水費・燃料費を支援することにより児童生徒への教育活動の継続を図る。 ②電気料金、都市ガス、プロパンガス、A重油 ③●高騰分 ・電気:R7決算見込91,365千円-R3実績50,117千円 =高騰分41,248千円 ・都市ガス:R7決算見込34,473千円-R3実績29,035千円 =高騰分5,438千円 ・プロパンガス:R7決算見込44,283千円-R3実績30,845千円 =高騰分13,438千円 ・A重油:R7決算見込2,073千円-R3実績1,904千円=高騰分169千円 【合計】:R7決算見込172,194千円-R3実績111,901千円 =高騰分60,293千円 ●その他経費(一般財源)内訳:電気50,117千円+都市ガス29,035千円+プロパンガス30,845千円+A重油1,904千円=111,901千円 (通常交付金分として:60,293千円) ④松江市立小・中・義務教育学校の光熱水費・燃焼費高騰相当分 対象校:小学校31校、中学校14校、義務教育学校前期2校、後期2校 ※対象校の児童・生徒の学習活動継続に資する。 (分校は除く。電力は電源交付金・防衛補助金対象校除く。)	R7.4	R8.2
5	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	イネカメムシ緊急防除支援事業費(物価等高騰対策事業)	①今般の米価高騰の状況において、米の収穫量や品質に影響を与えるイネカメムシの被害を抑えることで、農業者の経営及び米価の安定に寄与するため、生産費高騰分として薬剤費に対して緊急的に補助するもの ②イネカメムシの防除に使用する薬剤費の補助及び事務費(委託費・郵送料) ③薬剤費補助: 補助金14,000千円 JAしまねのイネカメムシ防除の薬剤販売状況(令和6年度)から、面積にすると約588haと想定され、同年度の市内の水稲類作付面積が約1,900ha、申請率を75%と見込んだ(補助率1/2、上限1,800円/10a)。 11,553千円/588ha*1,900ha=37,331千円 37,331千円*補助率1/2*申請率75%	R7.8	R8.3
6	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護事業所経営緊急支援事業費補助金(物価等高騰対策事業)	①目的・効果 物価高騰の影響を受ける介護事業所に対し応援金を支給することで経営を支援する ②交付金を充当する経費内容 事業所に対する応援金 ③積算根拠 単価42,000円×4事業所 ④事業の対象 島根県が行う同様の応援金の対象外である介護事業所 4力所	R7.11	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	市立病院エネルギー価格・物価高騰対策事業	①市立病院へのエネルギー価格・物価高騰対策を行うことにより安定経営を図る。 ②支援金(補助金) ③【光熱費支援】 84千円/施設+(17千円+5千円(緊急告示病院加算))/病床×373病床=8,290千円 【食料費支援】 8.8千円/病床×373病床=3,283千円 ④市立病院 ※公表URL https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/seisakubu_seisakukikakuka/kakushukeikaku/21918.html	R7.4	R8.3
8	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費支援事業(物価等高騰対策事業)	【精米】 ①高騰が続く学校給食用精米について、令和6年度からの値上がり分を助成することにより、給食の安定的な提供を図るとともに、給食費の急激な上昇を抑制し家計への影響を軽減する。 ②令和7年度精米価格と令和6年度精米価格(上期)との差額を助成 ③199円(R7上期精米価格-R6上期精米価格)×89,143kg(上期精米量実績)×1.08(消費税)+434.6円(R7下期精米価格-R6上期精米価格)×64,497kg(下期精米需要量見込み)×1.08(消費税)=49,431,412円から島根県小・中学校給食費緊急支援事業(米価高騰対策)交付金(53,352,000円)を除く=0円(県交付金で充当対応)※上期は4月～10月、下期は11月～3月 ④保護者 【牛乳】 ①高騰が続く学校給食用牛乳について、値上がり分を全額助成することにより、給食の安定的な提供を図るとともに、給食費の急激な上昇を抑制し家計への影響を軽減する。 ②令和7年度牛乳価格と給食費(牛乳費分)との差額を助成 ③小中学校5.04円×14,755人×194回+幼稚園4.68円×31人×194回=14,454,993円(うち、10,534,000円に交付金を充当) ④保護者 【副食】 ①高騰が続く学校給食用物資(副食用)について、物資調達に要する経費の不足分を助成することにより、給食の安定的な提供を図るとともに、給食費の急激な上昇を抑制し家計への影響を軽減する。 ②令和7年度の副食提供に要する物資経費について、給食費(副食費分)を	R7.4	R8.3
9	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	エコクリーン松江長期包括的運営業務委託精算金(物価等高騰対策事業)	①市の焼却施設を運営を担う事業者が物価高騰に直面する中、使用する燃料費及び人件費等の高騰に対応した支援を行う。 ②燃料費、人件費、資材費、整備費 ③令和7年第1～3四半期分精算額198,669千円 契約当初の設計額と実績値との差を精算金として委託先に支払うもの(資材費、整備費については令和3年度基準の増加分) 令和7年第1～3四半期分実績額524,443,350円-契約締結時第1～3四半期分設計額343,835,972円=180,607,377円 税込198,668,114円 (参考 燃料費のみ) R6上期分精算額 129,391,339円 R5上期分精算額 125,060,966円 R4上期分精算額 131,829,193円 R3上期分精算額 5,445,190円 R2上期分精算額 6,473,945円 ④エコクリーン松江 ※公表URL https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/seisakubu_seisakukikakuka/kakushukeikaku/21918.html	R7.4	R7.12
10	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	松江市斎場指定管理者支援事業(物価等高騰対策事業)	①エネルギー価格高騰の影響を受けているガス料金及び電気料金について、松江市斎場の指定管理事業者に対して、ガス代及び電気代の高騰分を支援する目的で支援金を支給するもの ②ガス代及び電気代高騰費 ③概算金額5,594千円(ガス代3,975千円+電気代1,619千円) 年間支払額が年間予算額を超える場合、その超えた額について協議により決定した支援金を支給する (ガス代)R7決算見込額15,475千円-予算額11,500千円=3,975千円 (電気代)R7決算見込額5,119千円-予算額3,500千円=1,619千円 ※決算見込額: R7実績(4～9月分)とR6実績(10～3月)により積算 ④松江市斎場 指定管理事業者(株)島根東亜建物管理	R7.4	R8.3
11	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	松江歴史館・ホーランエンヤ伝承館指定管理者支援事業(物価等高騰対策事業)	①エネルギー価格高騰の影響を受け、増加している指定管理者の負担を軽減するため。 ②9,088千円 ③11,004,927円(R3実績からのR7見込の増加分)×38.87%(単価増加率(R7見込(23.88円/kw)/R3実績(16.23円/kw)-1)×100-8.2(指定管理者負担分)/47.07%(単価増加率(R7見込(23.88円/kw)/R3実績(16.23円/kw)-1)×100)※積算根拠の小数点以下は一部のみ記載しているため、計算が合わない箇所。 (④交付対象者:指定管理者様さんびる 対象施設:松江歴史館・松江ホーランエンヤ伝承館	R7.4	R8.3
12	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	市営体育施設指定管理者支援事業(物価等高騰対策事業)	①エネルギー価格高騰の影響に直面し、事業者負担が増している指定管理者への支援を目的として、補助金を交付するもの。 ②補助金 ③令和3年度と令和7年度の電気代の単価差に令和7年度使用実績量(または見込量)を乗じ、市の負担率を除いて算出(電気:R7.4～11月 実績、R7.12～R8.3月 見込み、灯油:R7.4～11月 実績、R7.12～R8.3月 見込み) ○北陽ビル管理棟:983千円(2施設) 電気代年間増嵩額611,309円×(市負担率51.2%÷単価増加率43.0%)=513,404円 電気代年間増嵩額615,015円×(市負担率35.0%÷単価増加率26.8%)=470,925円 513千円+470千円=983千円 ○棟MILまね:2,463千円(5施設一括) 電気代年間増嵩額3,337,500円×(市負担率31.3%÷単価増加率23.1%)=2,463,138円 ○(株)SKSS:1,068千円(3施設) 電気代年間増嵩額269,266円×(市負担率11.5%÷単価増加率3.3%)=77,000円 電気代年間増嵩額761,295円×(市負担率40.1%÷単価増加率31.9%)=605,618円 灯油代年間増嵩額582,400円×(市負担率11.9%÷単価増加率7.9%)=386,635円 77千円+605千円+386千円=1,068千円 ※	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
13	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	松江勤労者総合福祉センター指定管理者支援事業(物価等高騰対策事業)	①原油価格高騰の影響を受けている電気・ガス・水道料金について、松江勤労者総合福祉センターの指定管理事業者に対して、電気・ガス・水道代高騰分を支援する目的で支援金を支給するもの ②電気・ガス・水道代高騰費 ③水道光熱費に関して、1単位(kmhまたはm)あたりの基準単価を、電気22.9円、ガス149.4円、水道612.1円とし、年間の平均単価と基準単価との差額が、基準単価の10%を超える場合は、その超えた額に年間使用量を乗じた額。 現時点で単価の差額が10%を超えているのは電気のみであるため、ガス、水道は考慮しない。 平均単価(R7.4～11月の単価実績値を前年度分と比較し、単価伸び率を算出してR7.12～R8.3月の見込み単価を試算。その12ヶ月分の平均値をとったもの)に、年間使用量(R7.4～11月は実績値。R7.10～R8.3月は前年度からの使用量伸び率に前年度数値を乗じた額)を乗じた額。 [(平均単価－基準単価)－基準単価の10%]×年間使用量 =[(27.67－22.90)－2.29]×723.805=1,795,037	R7.4	R8.3
14	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道事業者への電力価格高騰分の支援(水道事業会計繰出)	①市民生活の基盤となる水道施設において、電気料金の高騰により施設維持費の負担が増加していることから、電気料金高騰分を支援することで市民への負担の増加を強いることなく、施設の安定的運営の継続を目的とする。 ②水道施設における電気料金高騰分を水道事業会計へ繰り出す。 ③R6とR7決算見込みの使用量と料金を比較し、単価差額にR6使用量を乗じて算出した額 ④上下水道局	R7.4	R8.3
15	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	下水道事業者への電力価格高騰分の支援(下水道事業会計繰出)	①市民生活の基盤となる下水道施設において、電気料金の高騰により施設維持費の負担が増加していることから、電気料金高騰分を支援することで市民への負担の増加を強いることなく、施設の安定的運営の継続を目的とする。 ②下水道施設における電気料金高騰分を下水道事業会計へ繰り出す。 ③R6とR7決算見込みの使用量と料金を比較し、単価差額にR6使用量を乗じて算出した額 ④上下水道局	R7.4	R8.3
16	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	ごみ収集運搬事業費(物価等高騰対策事業)	①燃料費価格高騰に伴い、家庭ごみ収集運搬委託業者へ、月別燃料費価格の差額を補填するもの。 ②委託費(燃料費) ③積算式:【軽油単価差額(A)×月別給油量(B)×管理費(10%)×消費税(10%)】 (A)軽油単価差額=本年度月別単価(R7.4～12月分は実績、R8.1～3月分は、R7.10～12月分の平均単価を使用)－契約時単価(R2.10月時点での単価=117.4円(税引き)) ⇒ R7.4月…34.9円 5月…36.8円 6月…36.8円 7月…24.5円 8月…27.2円 9月…27.9円 10月…27.7円 11月…26.2円 12月…22.9円 R8.1～3月…25.6円 (B)各収集品目車両の月別給油量 【もやせるごみ】 R7.4月…11,278ℓ 5月…11,925ℓ 6月…11,647ℓ 7月…12,703ℓ 8月…12,003ℓ 9月…12,257ℓ 10月…11,937ℓ 11月…10,436ℓ 12月…12,243ℓ R8.1月…11,289ℓ 2月…10,398ℓ 3月…11,531ℓ ⇒各月の(A)×(B)の合計(3,975,551円)に管理費及び消費税を乗じた額=	R7.4	R8.3
17	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	資源ごみ収集運搬事業費(物価等高騰対策事業)	①燃料費価格高騰に伴い、家庭ごみ収集運搬委託業者へ、月別燃料費価格の差額を補填するもの。 ②委託費(燃料費) ③積算式:【軽油単価差額(A)×月別給油量(B)×管理費×消費税】 (A)本年度月別単価(R7.4～12月分は実績、R8.1～3月分は、R7.10～12月分の平均単価を使用)－契約時単価(R2.10月時点での単価=117.4円(税引き)) ⇒ R7.4月…34.9円 5月…36.8円 6月…36.8円 7月…24.5円 8月…27.2円 9月…27.9円 10月…27.7円 11月…26.2円 12月…22.9円 R8.1～3月…25.6円 (B)各収集品目車両の月別給油量 【古紙・古着】 R7.4月…2,024ℓ 5月…2,139ℓ 6月…2,199ℓ 7月…2,404ℓ 8月…2,473ℓ 9月…2,253ℓ 10月…2,091ℓ 11月…2,125ℓ 12月…2,206ℓ R8.1月…1,918ℓ 2月…2,100ℓ 3月…2,174ℓ ⇒各月の(A)×(B)の合計(741,927円)に管理費及び消費税を乗じた額=897,731円	R7.4	R8.3
18	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	市立病院エネルギー価格・物価高騰対策事業	①市立病院へのエネルギー価格・物価高騰対策を行うことにより安定経営を図る。 ②支援金(補助金) ③【光熱費支援】 R7-R6電気3,847千円+R7-R6ガス増嵩額7,056千円-R7.9月補正8,290千円=2,613千円 【食材料費支援】 R7-R6単価増嵩額33円×食数259,985食=8,580千円 【医療機器保守委託費支援】 R7-R6保守委託費増嵩額6,221千円 ④市立病院 ※公表URL https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/seisakubu_seisakukikakuka/kakushukeikaku/21918.html	R7.4	R8.3
19	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価等高騰対策支援事業(観光施設)	①物価高騰により光熱水費が高騰し影響を受けている指定管理者等に対して、影響額を支援する。 ②電気・ガス・燃料費高騰による影響額を支援 ③多久の湯:427千円、玉造温泉ゆ〜ゆ:485千円、宍道ふるさと森林公園:163千円、来待ストーン:14千円 ④公の施設の指定管理者	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
20	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	松江市市民活動センター指定管理者支援事業(物価等高騰対策事業)	①エネルギー価格高騰の影響を受けている電気料金について、松江市市民活動センターの指定管理事業者に対して、電気代の高騰分を支援する目的で支援金を支給するもの ②補助金 ③概算補助金額1,889千円 令和4年度と令和7年度の単価差額に令和7年度年間電気使用量を乗じ、市の負担率を単価増加率で除して算出(電気:R7.4～10月 R7実績、R7.11～R8.3月 R6実績) 電気代増高額2,718,969円×(市負担率13.9%÷単価増加率20.0%)=1,889,683円※千円未満切り捨て ④指定管理事業者 株式会社江友	R7.4	R8.3
21	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	市営体育施設指定管理者支援事業(維持管理費)	エネルギー価格高騰の影響に直面し、事業者負担が増している指定管理者への支援を目的として、補助金を交付するもの。 ②補助金 ③令和3年度と令和7年度の電気代の単価差に令和7年度使用実績量(または見込量)を乗じ、市の負担率を除いて算出(電気:R7.4～12月、R8.1～R8.3月 見込み) ④NPO法人かしま:7,046千円(鹿島総合体育館) 【R7.4月～R7.12月】R3年とR7年の単価差額×R7使用量 【R8.1月～R8.3月】直近単価差額(R7.12月)×R6使用量 4月 68,225(使用量)×20.07円(単価差額)=1,369,276円 5月 66,638(使用量)×13.86円(単価差額)=923,603円 6月 70,212(使用量)×10.61円(単価差額)=744,949円 7月 94,669(使用量)×2.60円(単価差額)=246,139円 8月 111,280(使用量)×12.72円(単価差額)=302,682円 9月 96,902(使用量)×9.48円(単価差額)=918,631円 10月 68,365(使用量)×16.99円(単価差額)=1,161,521円 11月 72,646(使用量)×6.46円(単価差額)=469,293円 12月 86,764(使用量)×3.06円(単価差額)=265,498円 1月 94,984(使用量)×3.14円(単価差額)=298,250円 2月 92,100(使用量)×2.42円(単価差額)=222,882円 3月 87,281(使用量)×1.42円(単価差額)=123,939円 ④NPO法人かしま:鹿島総合体育館	R7.4	R8.3
22	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい児通園施設運営事業費	①令和5年度から毎年上がり続けている公定価格により増加している人件費について、現行指定管理料で対応できないため、交付金を充当することで指定管理者の負担を軽減するもの。 ②R5～7年度の公定価格増額分(人件費) ③令和5年度6年度公定価格増分の一時金(15.9%)6,217千円 令和7年度公定価格増分の一時金(5.3%)2,196千円 合計8,413千円、うち不足分4,517千円 ④交付対象者:松江福祉会 対象施設:ふじのみ園	R7.4	R8.3
23	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	学校給食管理費(物価高騰対策事業)	①松江から学校給食物資調達業務を受託している(公財)松江市学校給食会の職員人件費(※賃金引き上げ額)への支援 ②委託費のうち職員人件費(※賃金引き上げ額)に関わる金額 ※松江市職員の給与改定(令和7年4月1日付け再任用の基準給与月額、退職時部長級:4級⇒5級及び令和7年度人事院勧告に基づく)に準拠して、松江市学校給食会の給与改定が行われる。 ③対象者4名 ④【事務局長1名分】 月例(4月改定)による年間差額145,920円+月例(人勤分)による年間差額103,680円+賞与(人勤分)年間差額68,363円=317,963円 【職員3名分】月例(人勤分)による年間差額345,600円+賞与(人勤分)年間差額160,320円=505,920円 【時間外手当(増額分)]12,642円 合計836,525円(うち、836,000円を充当)	R7.4	R8.3
24	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進(公民館)	①物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。 ②実質的な賃上げにつながる価格転嫁分(当該価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できるような書類の提出を求める) ③価格転嫁分に相当する金額 22,421千円 役務(その他) 97名 ④給与の週改定が行われた松江市内29公民館及び松江市公民館運営協議会連合会事務局職員	R7.4	R8.3
25	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	松江市介護事業所等に対するサービス継続支援事業(物価高騰対策事業)	①目的・効果 物価高騰下においても介護事業所が必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、移動等必要な経費や大規模災害時に必要な物資購入費に対し支援を行う ②交付金を充当する経費内容 事業所に対する支援額 ③積算根拠 単価200,000円×4事業所 ④事業の対象 島根県が行う同様の支援の対象外である介護事業所 4カ所	R8.3	R8.3
26	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者・障がい者施設等省エネ対策支援事業費(物価等高騰対策)	①目的・効果 エネルギー価格高騰等の影響を受けている高齢者・障がい者施設等を運営する社会福祉法人等が取り組む、エネルギーコスト削減効果の高い設備投資を支援する。(県との協調補助) ②経費内容 社会福祉法人等への補助金 ③積算根拠 ・補助金:16,500千円 750千円(補助上限)×22施設(※)=16,500千円 (※)過去の補助実績により算出 ④事業の対象 島根県社会福祉法人等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業費補助金の交付決定を受けた市内事業者(高齢者福祉施設、障がい福祉施設、児童福祉施設を運営する社会福祉法人、医療法人等)	R8.3	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
27	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	漁業省エネ対策支援事業費(物価等高騰対策事業)	①物価高騰の影響を鑑み、省エネルギー・省コスト機器等の導入を支援することで漁業経営の強化を図るもの ②省エネ機器(または漁業の効率化による省エネ対策に資する機器)等の導入に要する経費。または水産庁より、水産業成長産業化沿岸地域創出事業の適用を受けた事業(以下、「水産庁承認事業」)の補助対象事業費 ③ 1,000,000円×5件 15,000,000円×1件(水産庁承認事業) ④認定漁業者・認定新規漁業者及びその指導者である漁業者(県認定、沿岸漁業を営む法人、団体。水産庁承認事業にあつてはその補助対象者。	R8.3	R8.3
28	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	畜産経営緊急支援事業費(物価等高騰対策)	①配合飼料費の高騰を踏まえ、配合飼料(自家配合を含む)の購入費の一部を臨時的に支援し、畜産経営の継続を後押しする ②市内で畜産経営を営む農家が購入した配合飼料の購入費の一部。ただし、島根県の畜産農家臨時経営支援事業補助金交付要綱別表に定める発動の基準により臨時支援が必要とされた場合で、島根県の補助対象外となった畜産経営を営む農家を対象とする。 ③ ※会計年度毎、四半期毎、畜産農家毎に1,000円未満を切捨て ・令和8年1～3月分:242,000円 肉用牛:29頭×90日×3kg/日×7,200円/t×1/1000⇒42,000円 養 鶏:3,100羽×90日×0.1kg/日×7,200円/t×1/1000⇒200,000円 ・令和8年4～12月分:726,000円 肉用牛:29頭×270日×3kg/日×7,200円/t×1/1000⇒126,000円 養 鶏:3,100羽×270日×0.1kg/日×7,200円/t×1/1000⇒600,000円 ・合計:968,000円 ④市内畜産農家	R8.1	R8.3
29	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	省エネ・省力化農業機械導入緊急支援事業(物価等高騰対策事業)	①物価の高騰による農業生産コストの上昇等に対応するため、農業者が生産コストの削減に資する、省エネルギー・省力化につながる農業機械を導入するのに必要な経費の一部を補助することにより、農業者の経営安定支援を図る ②省エネ・省力化に資する農業用機械の導入補助及び事務費(委託費・郵送料) ③省エネや省力化に資する農業用機械の導入補助: 補助金10,500千円 7件×1,500千円=10,500千円(補助率1/3、上限1,500千円) 委託費:995千円(人材派遣1名) 郵送料:10千円 ④認定農業者、認定新規就農者、地域計画に位置付けられた「地域内の農業用機械」	R8.3	R8.3
30	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	製造業省エネ対策支援事業費(物価等高騰対策事業)	①エネルギー価格高騰等の影響を受ける製造業の中小企業が取り組む、省エネルギー効果の高い生産設備等の導入並びに製造現場等の改善を支援し、原油価格や物価高騰による負担軽減を図る ②設備導入や現場改善にかかる経費補助 ③2,088.2千円(R6年度実績平均単価(補助上限加味))×21件(R6実績件数)×1.11(R6-R7物価上昇率)=48,675千円 ④主たる事業として製造業を営む市内に事業所を有する中小事業者	R8.2	R8.3
31	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	商業・サービス業等省エネ対策支援事業費(物価等高騰対策事業)	①エネルギー価格高騰の影響を受けている中小企業者等に対して、エネルギーコスト削減を図るための取組の経費の一部を補助することにより、中小企業者等の経営を支援することを目的とする。 ②市内に事業所を有する中小事業者等が実施する、既存設備機器の高効率化設備への更新経費の補助及び事務費。 ③市単独(予想) 31件5,828,000円 1件あたり188,000円 県上乗(予想) 118件38,443,000円 1件あたり325,788円 補助額(見込み):44,271,000円 事務費:4,588,000円 ④市内に事業所を有する中小事業者等	R8.2	R8.3